

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年4月19日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース アジア・ウェイブ マネープールファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年3月9日から2019年4月19日まで) アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ マネープールファンド 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月8日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の記載事項のうち、繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第一部 証券情報 (7) 申込期間」、「第一部 証券情報 (12) その他」および「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (3) 信託期間」につき、繰上償還に関する記載を追記することとし、以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。

_____部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2019年3月9日から2019年9月10日まで^(注)です。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注) 繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2019年4月19日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

2019年3月9日から2019年4月19日までです。

(12)【その他】

<訂正前>

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

<各通貨コース>

各ファンドは2010年2月22日に設定し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、各ファンドは純資産総額の低水準での推移が続いており、受益権口数が信託約款に定められた口数（30億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

<マネープールファンド>

当ファンドは2010年2月22日に設定し、安定した収益の確保を目指した運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは純資産総額の低水準での推移が続いており、受益権口数が信託約款に定められた口数（1億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

2. 繰上償還（信託終了）の日程

受益者の確定日	2019年3月12日
書面による議決権の行使期限	2019年4月9日まで
書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日)	2019年4月10日
繰上償還(信託終了)予定日	2019年5月13日

3. 書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、2019年3月12日現在の受益者の皆さまを対象としております。2019年3月13日以降に取得された受益権口数(2019年3月9日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、各ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、2019年4月10日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<繰上償還(信託終了)について>

各ファンドにつきましては、2019年3月12日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年4月9日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2019年3月12日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2019年5月13日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2020年2月10日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。^(注)

(注)繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は2019年5月13日までとなります。

<訂正後>

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2019年5月13日までです。